建設工事に係る随意契約状況　（令和8年4月1日～令和8年9月30日）

工事名	工事場所	業種名称	契約日	工期	契約金額（円・税込）	契約の相手方	相手方住所	工事概要	随意契約理由
市道125号線交差点改良工事に伴う信号機移設	熊谷市拾六間地内	電気	R8.5.15	R8.5.15　～　R8.8.31	1,870,000	利根電気工事株式会社　埼玉支店	本庄市駅南2－23－26	信号中移設(材料費除く)1本 その他配線等整備(材料費除く)一式	熊谷市建設工事等随意契約運用基準(令第167条の2第1項第2号の運用基準)第2の(1)より特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、警察側の指定業者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないため、随意契約を行う。
熊谷市立文化センター文化会館舞台設備スクリーン袖カットマスク交換修繕	熊谷市桜木町二丁目33番地2	機械器具設置	R8.6.4	R8.6.4　～　R9.3.31	2,200,000	三精テクノロジーズ株式会社　東京支店	東京都新宿区新宿4－3－17	熊谷市立文化センター文化会館舞台設備スクリーン袖カットマスク交換修繕	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号　及び熊谷市建設工事等随意契約運用基準第2-(2)-2に該当。 スクリーン袖カットマスクについては、同じぶどう棚に設置されている照明、バトン、舞台幕や、同じ電動機制御を行う暗幕があるなど、舞台設備一式に密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあり、競争入札に付することが不利と認められるため。
№2汚泥脱水機修繕工事	熊谷市上之3276番地　熊谷市立第一水光園	機械器具設置	R8.6.19	R8.6.19　～　R9.3.31	10,780,000	株式会社クリタス	東京都豊島区南池袋1－11－22	№2汚泥脱水機修繕工事 ・分解、組立、部品交換、調整　　・本体内部清掃 ・部品交換（標準交換部品及び標準外交換部品）　　・無負荷運転、水運転、負荷運転	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊谷市建設工事等随意契約運用基準第2-(2)-②に該当 ・当施設のプラントメーカーである栗田工業㈱により設計・製造・施工されたもので、修繕に当たってはメーカー独自のノウハウが必要なため、他の業者では修繕が困難である。 ・本設備を熟知している業者に実施させることで、修繕後の設備の機能について保証を得ることができる。 ・第一水光園には汚泥脱水機が2台あるが、脱水運転時は2台同時運転で対応しており、予備機はない。修繕に当たっては、修繕する1台の運転を止めるため、修繕期間の脱水能力は1台分のみとなることから、短期間で施工する必要があるため施工上の経験、知識のある業者が施工することが適当である。
熊谷市立文化センター舞台照明設備改修工事（Ⅱ期）	熊谷市桜木町二丁目33番地2	電気	R8.7.22	R8.7.22　～　R9.3.31	41,800,000	東芝ライテック㈱首都圏営業所	神奈川県川崎市幸区堀川町72－34	熊谷市立文化センターにおける舞台照明設備改修工事 Ⅰ文化会館棟 ①舞台照明設備工事　②直接仮設工事	本館ホールのLED化工事において、既存の東芝ライテック㈱製の製制機器及び照明システムを他社が改修した場合、不具合や今後の保守管理不能、事故・トラブル時の責任不明確化などの支障が生じるおそれがあるため。
江南複合施設昇降機改修工事	熊谷市江南中央一丁目1番地	機械器具設置	R8.7.24	R8.7.24　～　R9.3.31	35,200,000	三菱電機ビルソリューションズ㈱関越支社	さいたま市大宮区桜木町1－10－16	江南複合施設の昇降機が老朽化したことによる改修工事	地方自治法施行令167条の2第1項第2号に該当。 現設備の一部更新及び修繕であり、設置業者以外で更新改修を行うことが出来ないため。
オゾン発生装置修繕工事	熊谷市上之3276番地　熊谷市立第一水光園	機械器具設置	R8.8.27	R8.8.27　～　R9.3.31	11,517,000	㈱クリタス	東京都豊島区南池袋1－11－22	オゾン発生装置修繕工事 ①オゾン発生器、空気乾燥装置、チリングユニット、空気冷却装置、オゾン用ブロアの部品交換 ②分解点検・清掃整備 ③試運転、調整 ④工事後の撤去・設置・運搬等で破損した床面・配管等などの原状復帰 ⑤工事で発生した廃棄物の適正な産業廃棄物処理	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊谷市建設工事等随意契約運用基準第2－(2)－②に該当。 ①オゾン発生装置は、し尿処理脱色の基幹的な設備であり、設計・施工したプラントメーカーでなければ更新工事や点検整備ができない。 ②修繕に伴うオゾン発生装置の停止は故障リスクを高めるため、期間を短縮できるよう、施工経験と知識が豊富な熟練業者に任せるのが適当である。
道の駅くるん熊谷隣接地盛土造成工事	熊谷市池上地内	とび・土工	R8.9.3	R8.9.3　～　R9.3.17	10,670,000	大和建設㈱	熊谷市石原1194	工事範囲面積　A＝9,330㎡　　盛土工　14,200m3 法面整形工　460㎡　　仮設工　1式 構造物撤去工　1式　　排水構造物工　1式 土工　1式　　動態観測　1式	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当。 道の駅「くるん熊谷」の土木に関する建設工事と交錯する案件であり、競争入札よりも諸経費を安価に計上でき、安全かつ円滑に施工できるため。
妻沼南河原環境浄化センター脱水汚泥ホッパー軸受等修繕工事	行田市大字中江袋261番地1　熊谷市立妻沼南河原環境浄化センター	機械器具設置	R8.8.27	R8.8.27　～　R9.3.31	2,640,000	㈱カンエイメンテナンス	行田市桜町1－6－10	・脱水汚泥ホッパー軸受交換1式 ・インバーター更新1台	地方自治法施行令167条の2第1項第5号及び熊谷市随意契約運用基準第3―(2)に該当。 脱水汚泥設備は、し尿・浄化槽汚泥を処理する工程の中の基幹設備であり、機器に不具合が生じた場合には、修繕後の機器の対応が行える処理工程に熟知している業者に施工させることが適当である。
緑化センターエレベーター制御盤等補修工事	熊谷市宮町二丁目地内	機械器具設置	R8.9.4	R8.9.4　～　R9.3.31	3,190,000	日本オーチス・エレベータ㈱関東支店	さいたま市大宮区桜木町1－11－9　ニッセイ大宮桜木町ビル5階	機械設備工事　1式	緑化センターのエレベーターの経年劣化に伴う部品修理において、対象設備がメーカー独自規格であり、部品供給が可能なのは製造元の日本オーチス・エレベータ㈱のみである。また、同社は現在の保守点検業者であり設備の稼働状況を熟知しているため、工事の確実性と安全性を確保できるため。
令和8年度葬斎施設火葬炉附帯設備修繕工事	熊谷市大原二丁目1番1号地内	機械器具設置	R8.9.18	R8.9.18　～　R8.11.30	27,170,000	㈱宮本工業所	富山県富山市奥田新町12－3	熊谷市立葬斎施設　火葬棟内の各種機械修繕 火葬炉監視・制御システム更新、電気集塵機シーケンサー更新(1～3系列)、電気集塵機荷電警告灯交換(1系列)、主燃焼Nブロック修繕(3号～4号炉)、炉圧ダンパー交換(3系列)、残灰集塵機リテーナー、残灰集塵機アクセスドアパッキン交換、電気集塵機高圧絶縁油交換(1～3系列)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊谷市建設工事等随意契約運用基準第2条第2項第2号に該当。 当該施設の火葬炉は、株式会社宮本工業所により設計・製造・施工されたもので、附帯設備工事にあたっては、メーカー独自のノウハウを持っており、他の業者では困難である。また、工事施工完了後においても、設備の機能についての保証を得ることができるため。
熊谷市営中妻住宅2号棟ガス管改修工事	熊谷市下奈良778番地6	管	R8.9.7	R8.9.7　～　R9.3.12	12,980,000	東和工業㈱	熊谷市平戸163－1	熊谷市営中妻住宅2号棟の敷地内埋設ガス管から住戸内のガス栓まで改修工事一式	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号　熊谷市営中妻住宅2号棟ガス管改修工事について、一般競争入札が2度にわたって不調となったため。

設計等業務委託に係る随意契約状況（令和8年4月1日～令和8年9月30日）

委託業務名	委託場所	業種名称	契約日	履行期間	契約金額（円・税込）	契約の相手方	相手方住所	委託概要	随意契約理由
第二梵禅堰改修工事実施設計業務委託	熊谷市小江川地内	建設コン	R8.7.30	R8.7.30　～　R9.3.12	675,400	埼玉県土地改良事業団体連合会	熊谷市籠原南2－83	堰改修工事実施設計　一式	地方自治法施行令167条の2第1項第2号に該当。 本市をはじめとする会員が協同で組織した団体である。また、法令に基づき発注者支援機関としての要件を具備し、これまで県内の自治体の土地改良事業等を支援してきた団体である。さらに、他に同等な能力等を有する者が見受けられないことから、本業務の円滑な実施及び履行の確保を目的に随意契約を行う。
ため池改修工事実施設計業務委託（三階沼）	熊谷市小八林地内	建設コン	R8.7.31	R8.7.31　～　R9.3.12	4,361,500	埼玉県土地改良事業団体連合会	熊谷市籠原南2－83	ため池改修工事実施設計　一式	地方自治法施行令167条の2第1項第2号に該当。 本市をはじめとする会員が協同で組織した団体である。また、法令に基づき発注者支援機関としての要件を具備し、これまで県内の自治体の土地改良事業等を支援してきた団体である。さらに、他に同等な能力等を有する者が見受けられないことから、本業務の円滑な実施及び履行の確保を目的に随意契約を行う。